平成 30 年度公共事業等事前評価調書(簡易型) (土石流被害の防止による評価) (区分) 国補 復旧治山(诵常) 事業名 事業箇所 甲州市 大和町 日影 地区名 大持沢(おおもちさわ) 事業主体 山梨県 (1)事業概要 (3)事業の妥当性評価 妥当でない 1)課題·背景 ①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 0 森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 本箇所は、甲州市大和町日影地区を流れる一級河川日川左支流の荒廃渓流である。近年の集中豪雨の影響で渓岸 浸食や山腹崩壊が拡大したことにより、渓流内に不安定土砂が堆積し、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土 ②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) 0 砂流出対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。 森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備 ③経済妥当性 ②整備目標:効果 0 口主要目標 費用便益比 便益(B)/費用(C)= 1.33 > 1.0 〇土石流災害の防止 • 便益(B)= 173 百万円 ·費用(C)= 130 百万円 保全対象 人家8戸 国道64m 県道228m 土砂整備率 (現況)66%<70% ※ ④事業実施・規模の妥当性 \circ 有 (H29年10月20日台風21号拡大崩壊) ※ 災害実績 重要公共施設 有(第1次緊急輸送道路 国道20号) ※ ・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない ⑤整備手法の有効性 \circ (※ 評価基準値) ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効 □副次目標 ⑥環境負荷への配慮 0 ・切土法面は緑化し、裸地を残さない 使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する ⑦事業計画の熟度 0 地元甲州市より強い要望あり □副次効果 〇被災時の被害波及の防止(第1次緊急輸送道路 国道20号) く妥当性評価> •7項目すべて妥当であることから、妥当と判断 (4)事業間優先度評価 1 優先度評価: 貢献度ランク: a 副次効果ランク SI (2)整備内容と整備量 (5)総合評価 0 谷止工2基 山腹工A=0.01ha ① 整備内容 ・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施 ② 整備期間 平成31年度~平成33年度 ③総事業費 140百万円(国費 63百万円(1/2) 県費 77百万円(1/2)) 【事業位置図等】 4)全体計画 平成31年度~平成32年度 谷止工1基 90百万円 平成32年度 山腹工A=0.01ha 10百万円 W=7.1 Pb舟郷橋

平成33年度 谷止工1基 40百万円 Cr不動橋 St丸林橋 L=14.0 W=7.8 ⑤既整備内容·期間·事業費 昭和33年~昭和43年 練石積工1基 谷止工3基 30百万円 新笹子隧道 平成17年~平成22年 谷止工21基 1042百万円 L=3,003 H=4.0 L=4784.0 L=4717.0